



金 沢 市 公 報

第 2 7 9 1 号

平成26年(2014年)3月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
地縁による団体の認可について(2件) (市民協働推進課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (")	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について (")	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	5
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の所在地の変更について (")	5
介護保険法の規定による事業者の指定につい て(2件) (介護保険課)	5
介護保険法の規定による事業の廃止につい て (")	6
公 告	
一般廃棄物処理計画のうち平成26年度の実施 計画について (リサイクル推進課)	7

浄化槽保守点検業者の登録事項の更新につ いて (環境指導課)	11
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (")	12
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	12
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可に ついて (")	12
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係 る施行地区及び設計の概要を表示する図書の 縦覧について (")	13
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (建築指導課)	13
開発行為に関する工事の完了について (")	13
監査公表	
監査公表(第4号・第5号) (監査事務局)	13
農業委員会告示	
平成26年第3回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	16
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	17
病院事業告示	
平成25年病院事業告示第2号(金沢市立病院 収納取扱金融機関について)の一部改正につ いて (市立病院事務局)	17

告 示

●金沢市告示第57号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 129台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成26年2月1日から同月28日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成26年3月24日から同年6月23日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第58号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
増泉2丁目地内	自 転 車	7台
問屋町1丁目地内	自 転 車	5台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
田上町地内	自 転 車	1台
本多町六番丁地内	自 転 車	6台
泉3丁目地内	自 転 車	1台

大野町4丁目地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	6台
額新保3丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	6台
吉原町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
田上本町地内	自 転 車	1台
西泉1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成26年2月1日から同月28日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成26年3月24日から同年9月23日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
示野中町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とする。
- 3 区域

町 の 名 称	地 番
示野中町1丁目	全域
示野中町2丁目	全域

- 4 主たる事務所
金沢市示野中町1丁目42番地
- 5 代表者の氏名及び住所
高宮 一夫
金沢市示野中町1丁目150番地2
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成26年3月24日

●金沢市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
東市瀬町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域
東市瀬町の全域
- 4 主たる事務所
金沢市東市瀬町ウ16番地1
- 5 代表者の氏名及び住所
長山 一男
金沢市東市瀬町ハ59番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成26年3月24日

●金沢市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	百万 武夫 金沢市御所町1丁目261番地	久恒 俊治 金沢市御所町1丁目75番地	平成26年3月2日

●金沢市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
サン問屋町クリニック	金沢市藤江南1丁目103番地3	平成26年2月1日
平松医院	金沢市横川5丁目268番地	平成26年1月1日

●金沢市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
無量寺あおぞら薬局	金沢市無量寺第二土地区画整理事業施行地区内10街区21番	金沢市無量寺5丁目71番地1	平成26年1月22日

●金沢市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
平松医院	金沢市横川5丁目268番地	平成25年12月31日

●金沢市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	名 称	施 術 所		変更年月日
		所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
村上 斗志樹	村上接骨院	金沢市西念2丁目4番12号	金沢市西念2丁目1番39号 パークサイドレジデンス金沢 B号室	平成26年2月28日

●金沢市告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1770104998	通所介護事業所 ふくわらい	金沢市横川5丁目21番地	株式会社博倉会	平成26年2月20日	通所介護 介護予防通所介護

1770105029	香林苑泉野訪問 介護センター	金沢市泉野町4 丁目20番2号	有限会社香林会	平成26年2月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1770105037	サンウェルズ藤 江ヘルパーステ ーション	金沢市藤江南1 丁目103番地1	株式会社サンウ ェルズ	平成26年2月1日	訪問介護 介護予防訪問介護

●金沢市告示第67号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105003	そらふね 居宅 介護支援事業所	金沢市古府2丁 目248番地	株式会社M・R ・Cジャパン	平成26年2月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第68号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100186	デイサービスセ ンターやすらぎ	金沢市上荒屋1 丁目39番地	社会福祉法人や すらぎ福祉会	平成26年2月1日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所 介護

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成26年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 実施期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 処理区域
金沢市全域
- 3 収集処理
 - (1) し尿を除く一般廃棄物
発生量（見込み）

区 分		発 生 量	合 計
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	139,449トン/年	171,516トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	18,296トン/年	
	資 源 回 収 ご み	8,602トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	127トン/年	
	集 団 回 収 ご み 等	5,042トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分	収 集 ・ 運 搬		収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託		週 2 回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入		平日随時受入れ（事前予約必要）9時～15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営	随 時 有 料 戸 別 収 集	
	多量ごみ	直営	随 時 有 料 戸 別 収 集	
	自 己 搬 入		平日随時受入れ 8時30分～16時30分	
資 源 回 収 ご み	空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託	月 2 回 ステーション収集	資源化
	空き瓶	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	金属	直営・委託	月 1 回 ステーション収集	
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時 ストアーくる・ステーション 日曜のみ随時受入れ 店舗 営業時間内	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託		月 2 回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入		土日のみ随時受入れ 10時～16時	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申込みをした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの）、小型家電類）、及びライターを収集する。

資源回収ごみの収集日には、空き缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品（除湿機）並びに水銀含有ごみを収集する。

また、瓶の収集日には、空き瓶を無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は収集しない。

資源回収ごみ及び水銀含有ごみの資源化については、民間処理施設に委託する。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、全て半透明ごみ袋を使用すること。

一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服、おもちゃ）の開催など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・ごみステーションでの分別指導の強化
- ・地域説明会の実施
- ・かなざわエコフェスタの開催
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボール・コンポストの普及促進
- ・生ごみリサイクル循環システムの構築など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
- ・多量廃棄物排出事業所への実態調査及び指導
- ・研修会の実施
- ・食品リサイクルに関する講習会

オ 不法投棄防止対策

- ・ 5月30日(ごみゼロの日)から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・ 11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に街宣パトロールなどを実施
- ・ 監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定

カ 顕彰制度等の推進

- ・ いいね金沢環境活動賞
- ・ 小中学生を対象にした「ポスターコンクール」

資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ(一部)の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体(学校、育友会等)と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付

ウ 家庭における資源ごみの保管負担を軽減し、資源化を一層推進するため、商業店舗の駐車場を活用した回収拠点地を設置

エ 「燃やすごみ」に含まれるリサイクル可能な紙ごみの量を調査

オ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化处理を行うよう事業所への指導を徹底

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量(見込み)

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	86,786トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	4,486トン/年
		資 源 回 収 ご み	8,590トン/年
		水 銀 含 有 ご み	127トン/年
		計	99,989トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	52,663トン/年
		不 燃 ・ 粗 大 ご み	13,810トン/年
		資 源 回 収 ご み	12トン/年
		計	66,485トン/年
	合 計		166,474トン/年

施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

それぞれ、瓶、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保リ48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,119,000立方メートル

(2) し尿

発生量 (見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,966キロリットル/年	11,325キロリットル/年
浄化槽汚泥等	9,359キロリットル/年	

収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量 (見込み) 及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,966キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	9,359キロリットル/年		
合 計	11,325キロリットル/年		

施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日 (生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日
炉 数	170トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,119,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化及び適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
80	近畿環境サービス株式会社	大阪市西淀川区歌島2丁目1番12号	平成26年3月23日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
21	株式会社オキシー	河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地	平成26年2月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市野田土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
上寺 博	金沢市野田町へ338番地	平成26年3月15日
奥村 徹	金沢市野田町ワ22番地7	平成26年3月15日
越村 正之	金沢市野田町チ145番地甲	平成26年3月15日
島野 敏男	金沢市野田町チ153番地	平成26年3月15日
野口 栄一郎	金沢市野田町20街区2番地	平成26年3月15日
野崎 達徳	金沢市野田町チ151番地	平成26年3月15日
野崎 敏一	金沢市野田町へ340番地	平成26年3月15日
野田 宗一郎	金沢市野田町チ184番地	平成26年3月15日
村田 幸一	金沢市野田町へ333番地	平成26年3月15日
村田 八州介	金沢市野田町ト11番地1	平成26年3月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	平成18年5月22日から平成27年3月31日まで	金沢市直江町イ、口、八、二、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル及びヲ、近岡町、問屋町3丁目、直江北1丁目並びに大河端町西の各一部	金沢市直江町口6番地	平成18年5月15日	事業施行期間（変更前） 平成18年5月22日から平成27年3月31日まで （変更後） 平成18年5月22日から平成30年3月31日まで	平成26年3月14日
金沢市木曳野土地区画整理組合	平成13年12月11日から平成26年3月31日まで	金沢市桂町イ、口及び八、寺中町へ、ト、チ及びリ、畝田西3丁目、畝田西4丁目並びに金石北1丁目の各一部	金沢市桂町イ18番地1	平成13年12月6日	事業施行期間（変更前） 平成13年12月11日から平成26年3月31日まで （変更後） 平成13年12月11日から平成28年3月31日まで	平成26年3月14日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第728号	平成26年3月7日	金沢市玉銚5丁目126番の一部	25.0	4.6

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市薬師堂町イ8番1から8番6まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市入江1丁目143番地 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人	道路 金沢市薬師堂町イ8番6及び金沢市所管の法定外公共物の一部 下水道用地 金沢市薬師堂町イ8番4

監 査 公 表

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年3月24日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
総 務 局	総務課、文書法制課、職員課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	平成25年6月7日 、 平成26年3月4日
福 祉 局	福祉総務課、生活支援課、こども総合相談センター、障害福祉課、福祉指導監査課	
保 健 局	健康総務課、医療保険課 保健所 地域保健課	
市 立 病 院	事務局	

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一、高村佳伸、田中 仁

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・高村佳伸は平成25年6月24日に退任し、代わって同月25日に福田太郎が就任した。
- ・田中 仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。

3 監査の範囲

平成25年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成24年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 未収金管理事務

[改善意見（改善が望まれる事項）]

母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、収納率が遞減傾向にあるので、状況に応じて保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど徴収体制を強化し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

【福祉総務課】

(2) 延滞金徴収事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。

【生活支援課】

(3) 督促事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。

【市立病院事務局】

(4) 債権管理事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

診療債権については、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直す必要がある。

【市立病院事務局】

●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月24日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年2月26日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年2月12日(平成22年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>未収金管理事務</p> <p>市税収入について、国の税源移譲の影響もあって、収入未済件数及び金額とも増加傾向にあるので、滞納整理の迅速化など徴収体制の充実・強化に一層努めることが望まれる。</p>	<p>現年度課税分の徴収強化のため平成24年度から軽自動車税のコンビニ収納を導入するとともに、滞納整理を強化したところ、平成24年度決算において、収入未済額、件数とも減少し、収入率も5年ぶりに上昇した。</p> <p>また、平成25年度から収納推進室の職員を1名増員するとともに、コンビニ収納を個人市県民税普通徴収と固定資産税・都市計画税に拡大し、徴収体制の充実・強化を図っているところである。</p> <p>今後も税の公平性確保のため、徴収体制の充実・強化に努めていく。</p>
<p>延滞金徴収事務</p> <p>市税に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。</p>	<p>公平性を確保する観点から滞納整理を強化するとともに、延滞金の徴収を強化し、2年連続で増収となった。</p> <p>今後も延滞金の徴収について、引き続き強化していく。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年2月26日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年1月23日(平成24年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>市税徴収事務</p> <p>市税の徴収について、収入未済額及び件数とも増加傾向にあるので、徴収体制の充実・強化に一層努めることが望まれる。</p>	<p>現年度課税分の徴収強化のため平成24年度から軽自動車税のコンビニ収納を導入するとともに、滞納整理を強化したところ、平成24年度決算において、収入未済額、件数とも減少し、収入率も5年ぶりに上昇した。</p> <p>また、平成25年度から収納推進室の職員を1名増員するとともに、コンビニ収納を個人市県民税普通徴収と固定資産税・都市計画税に拡大し、徴収体制の充実・強化を図っているところである。</p> <p>今後も税の公平性確保のため、徴収体制の充実・強化に努めていく。</p>
<p>延滞金徴収事務</p> <p>市税に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。</p>	<p>公平性を確保する観点から滞納整理を強化するとともに、延滞金の徴収を強化し、2年連続で増収となった。</p> <p>今後も延滞金の徴収について、引き続き強化していく。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成26年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月24日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成26年3月27日午後3時

2 場所

金沢市議会第3委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成26年3月24日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
河原市町、岸川町、利屋町、副都心北部大河端土地区画整理事業地、副都心北部直江土地区画整理事業地及び湊4丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第2号

平成25年病院事業告示第2号（金沢市立病院収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から効力を有するものとします。

平成26年3月24日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

表中

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店

を

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
----------	-------------	----

に

改める。

平成26年(2014年)3月24日 印刷
平成26年(2014年)3月24日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄